

# PRTRの届出

## ～電子届出のご案内～



PRTRの届出は、物質番号・物質名や業種番号・業種名を調べて記入したり、都道府県に出向いたりするので面倒だよ。  
(事業者Aさん)

そこで!

PRTRの届出が**簡単・確実**にできる「**電子届出**」をボク  
**届出電子君(とどけでんしくん)**がご紹介します!



24時間  
受付OK!

届出書  
らくらく作成

利用料  
無料

パソコン等の機器・インターネット接続料金は届出者の負担となります。

### ～電子届出の流れ～

#### 1. 準備

事前届出(書面)

都道府県等に提出

ユーザID・パスワード等の受領

都道府県等から郵送

#### 2. 届出

電子届出システムにログイン

届出書の作成

入力補助機能・  
入力ミスチェック機能  
付き

届出

#### 3. 照会

届出内容に疑義がなければありません。

都道府県等からの届出内容の照会

メールでお知らせ  
システムで確認・  
回答

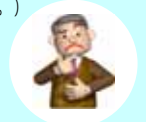
照会に対する処理(回答、修正、破棄)

# 1. 準備編

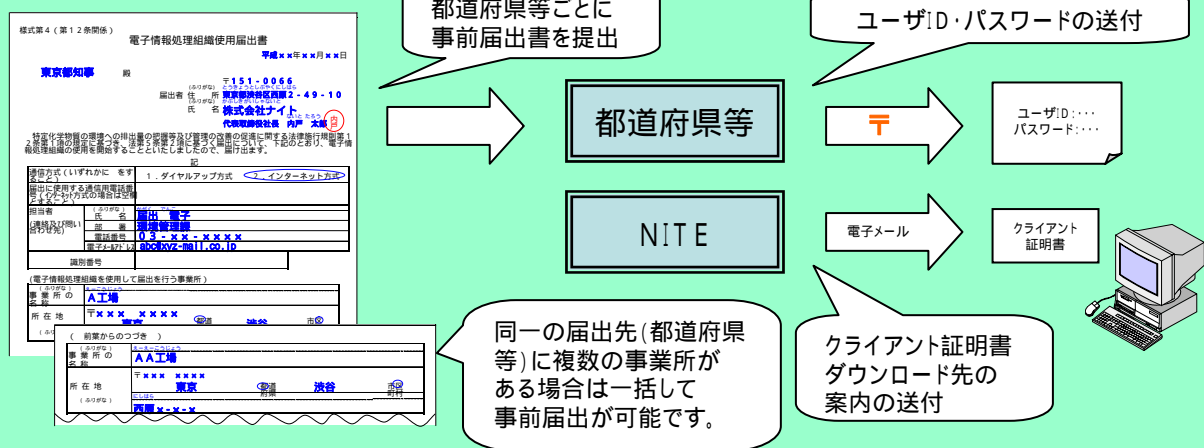


- Q(Aさん). 私の会社のA工場、B工場についてPRTRの電子届出を行うにはどうすればいいの？
- A(電子君). **インターネットに接続できるパソコン** 1を用意して独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)のホームページにある**電子届出システム** 2にアクセスしてください。でも利用するにはまずユーザID・パスワードが必要ですよ。
- Q(Aさん). ユーザID・パスワードはどうやって入手するの？
- A(電子君). 事前届出を行う必要があります。事前届出は、**電子情報処理組織使用届出書** 3をA工場、B工場の所在する**都道府県等** 4ごとに提出することをいいます。事前届出を行えば、後日都道府県等がユーザID・パスワード郵送してくれます。でもそれだけでは不特定多数の人が利用するインターネット上では危険なのでユーザID・パスワード以外にAさんのパソコンを特定するものが必要になります。
- Q(Aさん). それはどういうものなの？
- A(電子君). **クライアント証明書** 5というものです。都道府県等からの連絡を受けたNITEから電子メールでダウンロード先の案内が送られてくるのでダウンロードしてInternet Explorer等のブラウザに登録します。これがあれば届出内容を暗号化して通信できるようになるので、なりすましやデータの漏えい・改ざん防止に役立ちます。

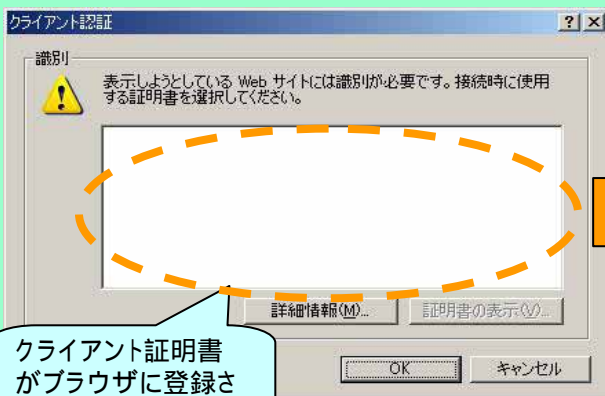
- WindowsOS及びInternet Explorer等のブラウザが導入されている必要があります。一般の電話回線を使用してインターネットプロバイダを介さずにNITEと直接接続して電子届出を行う方式(ダイヤルアップ方式)にも対応しています。
- 電子届出システムログインページ <http://www.prtr.nite.go.jp/prtr/dtp.html> (NITE)
- 当該年度に電子届出を行うためには、6月20日までに事前届出を都道府県等に提出する必要があります。  
(事前届出は一度提出すれば次の年以降は提出する必要はありません。ユーザID等はそのまま毎年度利用可能です。)  
様式の入手先 [http://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/law/index.html](http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/index.html) (経済産業省)
- 事業所が都道府県から事務委任されている政令指定都市等に所在する場合はその政令指定都市等に提出します。
- 証明書は無料で配布しますので、商業登記に基づく電子証明書の取得(有料)などは不要です。



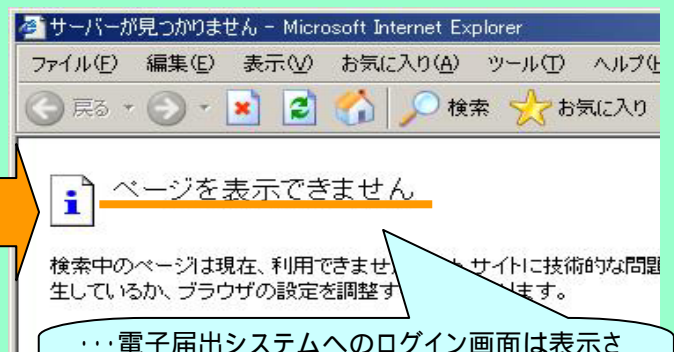
## 事前届出の流れ



## クライアント証明書とは？



クライアント証明書がブラウザに登録されていないと…



…電子届出システムへのログイン画面は表示されません。ユーザID・パスワードを盗まれたとしても、不正アクセスを防止できるので安心です。

## 2. PRTR届出編



- Q(Aさん). ユーザID・パスワードをもらったクライアント証明書も登録したので早速届出しよう！
- A(電子君). 電子届出システムにログイン後の届出書作成画面では、事前届出の内容が反映されているので**届出者や事業者・事業所の情報は入力する必要はないんですよ！**
- Q(Aさん). それは便利だね！まずは「A工場」をクリックして…ほんとだ！他にも**日付、提出先、届出先、業種、物質は選択するだけだし、入力は従業員数、排出量等だけでいいんだね**。最後に「入力完了」ボタンをクリック…あれ？「通常この業種では次の大臣に届出することになっています。大臣」って警告が表示されたけど。
- A(電子君). **入力間違いを防ぐ仕組み**が働いているんです。業種と届出先大臣の組み合わせが間違っている可能性がある場合や、排出量の数値が考えられないほど大きい場合などに確認メッセージが表示されることがあります。修正の必要があれば入力画面に戻って届出内容を修正してください。
- Q(Aさん). 届出先大臣を修正して「入力完了」ボタンをクリックしたら「届出」ボタンが現れたけど。
- A(電子君). この時点ではまだ届出は完了していません！「届出」ボタンをクリックしてください。
- Q(Aさん). 「届出」ボタンをクリックして…今度は届出完了メッセージが表示されたよ！
- A(電子君). これでA工場の届出は完了です。B工場も同様に届出を行ってください。



排出量等届出処理画面

事業所名	届出先自治体名	届出先大臣名	整理番号	受付状況	照会年月日	自治体受理日	職権訂正
A事業所	東京都						
B事業所	横浜市						

届出可能な事業所が一覧表示されます。届出を行う場合は、届出を行いたい事業所の「届出作成」ボタンをクリックします。

届出書作成画面で入力した様式/別紙の内容に問題がなければ、「届出」ボタンをクリックします。

届出書作成画面

届出日: 2009年04月16日

届出先: 経済産業大臣 殿

提出先: 東京都知事 殿

住所: 〒151-0066 西原2-49-10

氏名(法人にあっては名称): 株式会社ナイト

氏名(法人にあっては代表者の役職): 代表取締役社長

氏名(法人にあっては代表者の氏名): 内戸 太郎

届出書の様式/別紙の必要事項を入力し、「入力完了」ボタンをクリックします。

選択方式を多数採用しています。

ほとんどの項目に、既に登録されたデータが自動的に反映されるので入力する手間が省けます。

届出が完了すると、都道府県等の受付確認が表示されます。

確認画面

届出

様式 第一種指定化学物質の排出量及び移動量の届出書

届出日: 2009年04月16日

届出先: 経済産業大臣 殿

提出先: 東京都知事 殿

届出者: とうきょうと しぶやく にしはら

住所: 〒151-0066 東京都 渋谷区 西原2-49-10

氏名(法人にあっては名称): 株式会社ナイト

氏名(法人にあっては代表者の役職): 代表取締役社長

氏名(法人にあっては代表者の氏名): 内戸 太郎

受付確認画面

2009年04月16日 東京都知事

株式会社ナイト 御中

2009年04月16日 付で提出されました。A工場に係る届出につきましては、次の整理番号にて受けました。

整理番号	事業所名	届出先
E0913000-00001-00	A工場	東京都知事

### 3. 照会編 届出内容に疑義がなければなりません。



- Q(Aさん). 提出先の都道府県等から電子メールが来たよ。  
 A(電子君). PRTRの届出内容についての照会なので電子届出システムにログインして確認してみてください。  
 Q(Aさん). えーと、「昨年度よりも排出量が増えています問題ありませんか？」だって。  
 A(電子君). 入力ミス等であれば届出内容を修正してください。問題がなければその理由を入力してください。どちらにしても電子届出システム上で処理ができるので電話やFAXでのやりとりは不要です。  
 Q(Aさん). では特に問題がないので「生産量が増えたため」とコメントを入力しておくよ。  
 A(電子君). 照会元の都道府県等の担当者が補正内容やコメントを確認すれば照会の結果が確定します。



排出量等届出処理画面

事業所名 ↑ ↓	提出先自治体名 ↑ ↓	届出先大臣名 ↑ ↓	整理番号 ↑ ↓	受付状況 ↑ ↓	照会年月日 ↑ ↓	自治体受理日 ↑ ↓	職権訂正 ↑ ↓	各排
A事業所	東京都	経済産業大臣	E0913000-00001-00	大臣	2009/05/01 照会確認			

該当する事業所(届出)の背景色が変わります。「照会確認」ボタンをクリックして照会内容を確認します。

### 4. 番外編 より便利になった電子届出について



- Q(Aさん). その他に電子届出システムを使うと何かメリットはあるの？  
 A(電子君). **全国の都道府県等と同じシステムで届出を行えるようになった** 6ので届出とその管理が楽になりました。  
 Q(Aさん). 代表者が変わったり私が異動になった場合の手続きは？  
 A(電子君). 事前届出の変更届出が必要です。電子届出システムから簡単に行えるようになっています。サポート体制も充実しているので、わからないことがあればNITE(下記あて)に連絡してください。わかりやすく説明してくれますよ。



6 2007年4月1日から、山口県に所在する事業所の届出が当システムから可能になりました。

排出量等届出処理画面

電子情報処理組織係田屋中に係る処理

■事業者・担当者情報の変更 ■事業所の追加・変更・削除 ■電子情報処理組織廃止届出

排出量等届出に係る処理

事前届出の変更届出が提出できます。

詳細については<http://www.prtr.nite.go.jp/prtr/dtp.html>を参照してね！

**nite** National Institute of Technology and Evaluation  
 独立行政法人 製品評価技術基盤機構

～本パンフレットについてのお問い合わせ先～

化学物質管理センターリスク管理課 システム担当  
 TEL 03-5465-1683(直通) E-MAIL: info@prtr.nite.go.jp

